

堺障援第113号
令和2年4月9日

移動支援事業所 管理者様

堺市健康福祉局
障害福祉部長

緊急事態宣言後の移動支援事業所の対応について（通知）

平素は本市障害福祉行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

既にご承知のとおり、令和2年4月7日付で、政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が出されたところです。

これを受けた大阪府の緊急事態措置においては、大阪府民に対し同法第45条第1項に基づき、5月6日までの間外出を控えるよう協力の要請がなされているところであり、民間企業等においても時差出勤やテレワーク等の取組が推奨されています。

また、この度、国から別添事務連絡「緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について」が示されたところです。

つきましては、上記事務連絡にも記載のとおり、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には利用を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるよう、各事業所においてご対応ください。

なお、状況は流動的であり、今後、大阪府の緊急事態措置の内容や、本市の取扱いが変更になる可能性もございます。引き続き、堺市ホームページ等をご確認いただき、最新の情報を入手していただきますようお願いします。

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

（担当 宮川、前田）

電話 072-228-7510 FAX 072-228-8918